

**社会人経験者の法科大学院修了生の実情等についての調査
(酒井委員ご提出資料)**

- 社会人経験者の法科大学院修了生の実情等についてのアンケート調査
- 社会人経験のある法科大学院修了生に対するヒアリングの整理

社会人経験者の法科大学院修了生の実情等についてのアンケート調査

実施期間：2022年8月20日～10月31日 オンラインアンケートで実施

回答総数：88件

第1：回答者の属性について

1(1) 出身法科大学院

- ・大宮法科大学院…2件
- ・神戸大学…2件
- ・広島大学…2件
- ・大阪市立大学…1件
- ・島根大学…1件
- ・福岡大学…1件
- ・大阪学院大学…1件
- ・成蹊大学…12件
- ・北海学園大学…1件
- ・大阪大学…3件
- ・千葉大学…1件
- ・北海道大学…5件
- ・関西学院大学…2件
- ・中央大学…4件
- ・名城大学…3件
- ・京都大学…8件
- ・筑波大学…2件
- ・横浜桐蔭大学…1件
- ・近畿大学…2件
- ・同志社大学…3件
- ・立命館大学…2件
- ・九州大学…4件
- ・東北大学…1件
- ・琉球大学…1件
- ・慶應義塾大学…2件
- ・名古屋大学…8件
- ・龍谷大学…1件
- ・甲南大学…2件
- ・南山大学…1件
- ・早稲田大学…2件

* 複数の法科大学院への進学経験者9名（以下の設問は1校目について回答）

1(1-2) 既修・未修

既修	39
未修	46

1(2) 法科大学院入学年度

2005年度	5
2006年度	4
2007年度	4
2008年度	6
2009年度	9
2010年度	8
2011年度	9
2012年度	7

2013年度	8
2014年度	8
2015年度	1
2016年度	4
2017年度	6
2018年度	2
2019年度	2
2020年度	1

1(3) 法科大学院修了年度

2007年度	2
2008年度	3
2009年度	6
2010年度	4
2011年度	10
2012年度	10
2013年度	5
2014年度	8

2015年度	7
2016年度	7
2017年度	7
2018年度	4
2019年度	5
2020年度	2
2021年度	3
2022年度	1

1(4) 司法試験合格年度

2011年度	1
2012年度	11
2013年度	7
2014年度	8
2015年度	8
2016年度	8

2017年度	5
2018年度	7
2019年度	12
2020年度	7
2021年度	3
2022年度	5

* 留年経験者5名(未修1年…1人,未修3年…2人,既修3年…2人)

1(5) 司法試験受験資格（複数回答可）

法科大学院修了	82
予備試験	11

1(6) 司法修習期

66期	11
67期	7
68期	7
69期	10
70期	8

71期	7
72期	9
73期	12
74期	10
75期	0
76期	5

1(7) 性別

男性	59
女性	27
その他・無回答	2

1(8) 法科大学院入学時の年齢

20～24歳	10
25～29歳	24
30～34歳	19
35～39歳	23

40～44歳	5
45～49歳	2
50歳～59歳	4
60歳～	0

2(1) 出身大学（順不同）

- ・ 一橋大学
- ・ 横浜国立大学
- ・ 関西外国語大学
- ・ 関西学院大学
- ・ 京都大学（7）
- ・ 京都府立大学
- ・ 近畿大学
- ・ 金沢大学
- ・ 九州大学（3）
- ・ 慶應義塾大学（4）
- ・ 広島大学
- ・ 上智大学（2）
- ・ 神戸大学
- ・ 早稲田大学（7）
- ・ 大阪大学（3）
- ・ 大阪教育大学
- ・ 大阪市立大学
- ・ 筑波大学
- ・ 中央大学（6）
- ・ 東京大学（7）
- ・ 同志社大学（6）
- ・ 日本大学（2）
- ・ 法政大学（2）
- ・ 北海学園大学
- ・ 北海道大学（2）
- ・ 明治大学（4）
- ・ 名古屋大学（4）
- ・ 立命館大学（4）
- ・ 琉球大学

2(2) 出身学部

法学部	49
文学部	6
商学部	2
教育学部	4

国際学部	2
理工学部	12
農学部	2
医学部	1
その他	5

(社会科学部・社会福祉部・デザイン学部・総合政策学部など)

2(3) 大学卒業年度

2015年度～	4
2010～2014年度	10
2005～2009年度	18
2000～2004年度	23

1995～1999年度	16
1990～1994年度	7
1980年度	1
1970年度	2

2(4) 社会人経験の有無 * 出身法科大学院の定義による

ある	78
ない	10

2(5) (社会人経験がある場合) 職種 * 複数回答可

公務員 (教員を除く)	11
教職員	3
会社員 (役員を除く)	50
法律事務所事務員	8
塾講師	5

自営業	6
専門職 (医師等)	9
アルバイト	9
家事専従者	0
その他	7

* その他の回答 (新聞記者、介護福祉士、大学職員、法律系団体職員、SE)

2(6) 社会人経験の期間

～3年	10
4～5年	13
6～10年	20
11～15年	15

16年～20年	8
21年～	3
30年～	2
40年～	2

3(1) 法科大学院入学時点での法律の学習経験 (法学部出身以外のみ・複数回答可)

出身学部で法律科目を1科目でも履修したことがある	24
予備校で基本法についての講座を受講したことがある	25
法科大学院提供講座 (入学前講座など) を受講したことがある	9
法科大学院入学前に独学で法律の学習を行った	17
法律に関する学習は全く行わずに法科大学院に入学した	8

* その他の回答…入学前に法科大学院指定の教材で学習、司法書士試験の受験経験あり

第2：御自身の法科大学院進学について

(1) 法曹を目指そうと思った時期・きっかけ・理由

<p>・法律を使って実際にトラブルを解決することへの興味・顧問弁護士を見て、弁護士という強い責任と権限をもつ職業へのあこがれを抱いた</p>
<p>1 弁護士を目指そうと思った時期は2016～2017年頃です。下記のようなきっかけがあり、弁護士を目指したいと考えるようになりました。具体的な行動に出たのは2017年11月に第一子が生まれた前後です。子供が大きくなってしまうと、リスクをとって大きなキャリアチェンジに挑戦することは難しいのではないかと考えたからです。2 弁護士を志したきっかけとしては、社会人としての経験の中で、AI関連の施策の検討を進めるにあたり、自社法務部での法的リスク評価を速やかに行うことができず施策の実施を見送るというケースに遭遇した点が挙げられます。このとき、ビジネスを進めるにあたって法的な専門知識の必要性を痛感しました。反面、法律分野に専門性を有するだけでは、知識・経験のない事柄については判断が慎重にならざるを得ないことからリスク回避に向かう傾向が高いと考えられます。そこで、他分野と法律分野の専門性を併せ持つ人材が必要になると考えるに至りました。しかし、現状ではIT分野及び生命科学分野の専門性を併せ持つ法律家は決して多くはないと考えています。これらの分野の需要拡大が見込まれる中、当該分野に造詣が深く、かつ、法律の専門家であるという人材はより需要が高まっていくのではないかと肌で感じるようになりました。上述の経験から、自身のバックグラウンドを活かしたIT分野及び生命科学分野の専門性を併せ持つ弁護士になり、クライアントの事業経営や迅速な意思決定をサポートできる存在になりたいと考えるに至りました。</p>
<p>18歳のとき(2012年)</p>
<p>2000頃、リストラにあい、公務員受験をしていたが、合格出来ず、法律の資格を取ろうと考えたため</p>
<p>2008年頃司法書士には簡裁の代理権しかなく、色々と仕事がやりにく感じたため</p>
<p>25歳の頃、勤務していた会社が経営破綻となり、再生手続の中で上司らが次々と解雇・退職していくところを目の当たりにしたことで、民間企業で働くことに将来の不安を感じていました。一生続けられる仕事をするために、国家資格を取ることに興味を持ち、色々と調べていく中で、法科大学院の存在を知りました。全く法律を勉強したことはありませんでしたが、法学未修コースがある(むしろ非法学部を歓迎)ということだったため、イチから新たな勉強にチャレンジすることも良いかと思って飛び込みました。</p>
<p>おそらく2006年頃だと思うが、法科大学院制度を知って、合格率の高さ(当時で3割程度?)から、自身も合格できると考えた。そのまま当時の仕事を続けるよりは、周囲の人から感謝されたり尊敬されたりして、やりがいがあるのではないかと考えた。また収入も当時の仕事を続けるよりは高いと思った。</p>
<p>ずっと働き続けるためにも専門的な知識・能力を身につけたかったから。なかでも大学時代から、法曹に興味をもっていたため。</p>
<p>トラブルに巻き込まれた時に、法律を知っていることの大切さを知ったため。</p>
<p>もともと関心があったところ、社会人時代に弁護士と一緒に仕事をする機会があり、挑戦しようと思ったため。</p>
<p>もともと法律を使った仕事に興味があったので</p>
<p>リーマンショックで会社を整理解雇されたことから資格の重要性を認識した以前に家族が特殊詐欺の被害に遭っていたので正義を実現したいとおもった</p>
<p>ロースクール制度が始まった時期。手に職をつけたい&自由になりたいと思っていたから。なんとなく昔から弁護士に対する憧れがあり、ロースクールに入学すれば6-7割司法試験に合格するとされていたので、自分もそれだったら受かるだろうと思っていたので。</p>
<p>以前から、弁護士の職業に興味があったが、就職をせずに、司法試験を受け続けることには抵抗があった。ちょうど就職したころに、ロースクール制度ができて、これなら法曹を目指せるかもしれないと思い、ロースクールに進学した。</p>
<p>医学部の学部生の時分に、弁護士の先生の活躍を、とんだりみる機会があり、漠然と興味を懐いた。(西成あいりん地区の公衆衛生、ハンセン病等)</p>
<p>一つひとつの事件がみなさんの未来を左右するもので、中立公正な第三者の立場である裁判所ではなく、もっとみなさんの近くで案件に取り組みたいと思ったことが、再び弁護士を目指すきっかけとなりました。</p>
<p>家族の勧め、留学先での法律事務所でのインターシップの際、担当弁護士より勧められたこと</p>
<p>会社を辞めていたので、食べていくためには勉強でもして資格を取るのが良いかと思いました。</p>
<p>会社員2年目、独力で生きていける仕事が良いと思った。あるべき姿に近づけることに貢献できる仕事に魅力を感じた。</p>
<p>会社員だと専門性が身につけにくいと思い、専門性が一目でわかる職業に転職したいと思ったから。</p>

<p>会社員として法務の仕事をしていたところ面白くなったので、資格を取って専門性を高めたいと思いました。</p>
<p>学部卒業後に就職した会社で5年目に法務担当となり、法務担当部署で勤務する中で自分の知識不足を痛感したため</p>
<p>企業の法務部門で訴訟遂行などを担当していた際に、複数の顧問弁護士から、司法試験を受けた方がよいとご助言頂いたことがきっかけでした。一度きりの人生、ずっとサラリーマンで終わるよりも、チャレンジして他の世界を見てみたいという想いもありました。</p>
<p>教員時代に受けたパワーハラスメントがきっかけである。解決こそしたが、自己の無力さを思い知らされた。私の場合は運よく解決できたものの、職場で同じような思いをしている人を助けたいという思いが芽生えた。また、教員の労働時間の異常性、労働生産性の低さにも疑問を感じ、これを改善するために動かなければ、我が国の教育制度はジリ貧だという危機感を感じたため。加えて、病により成年被後見人となった父が死去した際、亡祖母の遺産をめぐる、父の妹らと長期的な紛争となったことも一員である。</p>
<p>勤務先で携わった分野に今後も関わっていくならば、関連する法知識を正確に知らないと顧客が不利益を被ると感じたから。</p>
<p>公務員として勤める中で、人事により勤務地、業務内容を決定されるのではなく、自ら勤務地、業務内容を主体的に決定できる弁護士になろうと思ったことが理由です。</p>
<p>公務員退官後。法科大学院創設説明会に参加して熱気に感化されて。新たな人生を切り開きたいと思ったため。</p>
<p>司法書士事務所を開業しており、当時、過払いバブルが終わりとなり、登記以外の業務範囲の拡大のため。新試験となり、確実に合格できる合格率であると考えた(ある意味、法曹資格の「買い時」だと認識した・)。</p>
<p>私は以前大学を中退し、社会人になっていたが、30歳を超えて法律の専門的な勉強をしたいようになり、一念発起してまず大学の法学部に入り直した。そこで真剣に法について勉強しているうちに、どうせ勉強するなら司法試験に合格し、弁護士になろうと思うに至った。</p>
<p>資格が欲しかった。法律に興味があった。</p>
<p>資格取得</p>
<p>事業承継やM&Aにかかわる仕事に従事していたため、専門職資格を得ようと考えた</p>
<p>時期は、社会人になってから。きっかけ・理由は、弁護士の働き方についていいイメージを持っていたことや人の役に立てると思ったから。</p>
<p>自分の今後の人生を考えた時に、自分の理想の人生を叶えるための方法として、弁護士が一番適していると考えたから。弁護士は高校生の時から憧れていたものの、勉強する覚悟が持てなかったが、28歳の秋に今後の人生を考えたときに、一念発起して弁護士を目指すことにした。きっかけは、いろいろあるが、一番は会社勤めの限界を感じたことだと思う。</p>
<p>自分自身の専門性を伸ばし、広げるため</p>
<p>社会人時代から、会社に対する貢献を終えたと判断できたら、法曹に転身したいと考えていた。</p>
<p>社会人時代にある弁護士の考えにとっても共感を持てたから</p>
<p>女性が昇進できないことの憤りから</p>
<p>小学生のころ。今でいうDV家庭？に育ったので、女性の力になれる弁護士になりたかった。母親から、男性に依存せず、自分の力で食べていけるようになるよう、きつく言い聞かされて育った(というか、結婚はするべきではない、とまで言われた。要するに、結婚は、男性による女性の性的搾取と言われて育ったのである。)それで、小さいころから、女性の自立について書かれた本を座右に置いて、勉強に励んだ。</p>
<p>小学生の頃に弁護士会主催の模擬裁判を傍聴したことなどがきっかけで弁護士を志しました。</p>
<p>上司からの評価に納得できず、上司からの評価がない仕事につきたかった。</p>
<p>新聞記者を退職して社会福祉士の資格を取得して児童養護施設で勤務。児童をはじめ救済を必要とする人のために、弁護士として支援したいと思ったため。</p>
<p>請負契約の仕事が契約満了となるため、転職を考えていた時期。職務経験を通して、会社に依存せず仕事をするためには、専門技術の習得が必要であると感じたため。</p>
<p>専門職・独立開業への憧れがあり、法律の勉強を学び直したかったから。</p>

<p>前職で、法律問題を多く扱うことがあり、顧問弁護士の先生と相談しながら業務を進める中で、法律に関する知識をもっと深め、専門性を身につけたいと考えるようになりました。弁護士という仕事自体にも魅力を感じると共に、自分の将来を考える中で、専門性を身につけ、定年に関係なく仕事を続けていきたいと考えたため、法曹を目指したいと考えるようになりました。このまま前職を続けるかどうかは、退職する数年前から漠然と考えることがありましたが、法曹を目指そうと思ったのは、ロースクール入試を受ける約3ヶ月前です。</p>
<p>大学2年生。一般企業への就活をするか他の道を選ぶかを考えて。</p>
<p>大学4年次、このような人になりたいと思った人が弁護士だったから。</p>
<p>大学4年次に友人の法律相談に乗ったのが当初法曹を志望したきっかけです。2度目の法科大学院では社会人経験を踏まえ、依頼者に寄り添う法曹を志望するに至りました。</p>
<p>大学4年生の時。人の役に立つ仕事がしたいと思ったから。</p>
<p>大学に入学する頃に漠然と弁護士になりたいと考えていたが、当時、法科大学院が始まるころで、先の見通しが立てづらく(経済的余裕がなかったため2年間大学院に行くのは負担が重く、かといって旧司法試験の合格者が減少していくということが言われていたのでそのまま司法試験に取り組むこともリスクが高いと思った)、制度が安定し、経済的余裕が生まれるまで別の仕事をしようと思い、就職をし、思っていたより時間はかかったが、想定していたとおり改めて弁護士を目指した。</p>
<p>大学を卒業した後、自分で商売を始めました。毎日細々としたトラブルがあり、時々大きなトラブルが発生しました。これをどう解決するかが大変でしたが、次からトラブルが起きないようにするためにはどうすれば良いのか、トラブルが発生した場合にどう解決すれば良いのかを考えるのが面白くなりました。それなら、トラブルを解決する専門家を目指してみようと思ったことがきっかけです。</p>
<p>大学在学中も予備校に通ったことがあったこと、その後いったんは民間企業に就職しましたが、縁あって法律事務所に勤務することになり仕事内容や弁護士の人間力に魅力を感じたこと、少し後に親が若年性認知症に罹っていることがわかり自宅で介護をしていましたので手に職を付けた方がいいと思い目指すことにしました。</p>
<p>大学時代に司法試験を目指したことがあり、一旦は断念したが、一念発起して再び目指すことにした。特別な理由、きっかけはなく、その時の様々な要因が合わさって。</p>
<p>大学時代に司法書士の資格を取得しており、以前から将来的には法律に携わる職業には就きたいと考えていたところ、会社員での経験を通じ、会社をめぐる法律問題を弁護士として携わりたいと思いました。当時は、法科大学院修了後の司法試験の合格率も比較的高いという情報があったため、法科大学院でしっかり勉強をすれば、自分にも法曹資格を取得することができるのではないかと思ったからです。</p>
<p>大学進学時。しかし、当時は、法科大学院制度がなく、司法試験合格率が2%を切っていた時代であったため、法曹にはなれないと考えて、他学部へ進学。市役所での勤務経験から、法的知識がないために不利益を被っている人と接する機会が増え、そのような人達の力になりたいと考えたこと、加えて、法科大学院制度ができていたため、同制度が利用できたこと等の事情から、一度挑戦してみようと思い、法曹を目指すに至った。</p>
<p>大学入学前弁護士になろうと思い、法学部に入学した。</p>
<p>転職を考えた際、もっとも難しい資格に挑戦したいと思ったから。「3年間の法科大学院進学」という人生での貴重な時間を費やすのならば30代になる前が最後のチャンスだと考えたから。</p>
<p>電車の中で同じ会社の人から、夜間の法科大学院ができたので行こうと思っていると言う話を聞き、一緒に入学することにしたため。</p>
<p>当時の職に単調さを感じ、新しく仕事の幅を増やしたかったため。</p>
<p>働くのに飽きて久しぶりに勉強したいと思ったので。仕事の中で司法で救済されないことが多く、もともと法学部出身であったため法律実務家になる勉強をしようと思いました。</p>
<p>特許権侵害訴訟等の知的財産法実務に本格的に従事できるようにするため。</p>
<p>入社11年目法律に関する専門職としてのスキルを身につけて、会社や、仕入れ先(中小企業)などの役に立ちたかった。</p>
<p>年齢的に、資格がなければ堅気の仕事に就職できないという危機感があった。</p>
<p>弁護士の業界は競争が激しくはなく、チャンスがあると考えた。自分の子供が理解できる仕事をしたかった。</p>
<p>●●(注:前職の会社名)の仕事で支援をする弁護士の存在が大事だと思った。自分の実力次第の仕事だから。組織は年功序列で女性は出世できないから。</p>

法科大学院ができ、「法曹界に多様な人材を」と言われ出したところから、いつか弁護士資格を取得して、社会で活躍したいと考えたようになった。
法曹を目指そうと思ったことはなく、法律関係の仕事をするために法科大学院の修了資格を取ろうと思った。
法律に興味があったからです。
法律の専門職に興味があったから。
法律事務所で弁理士として勤務していたため。
理由は、刑事弁護などの弁護士業務へのあこがれです。
理由は多くあるため箇条書きする。抽象的に法律に興味があった。勉強していて苦ではなかった。大学在学中までまともに勉強したことがなかったため、勉強すればどこまでいけるのか興味があった。適性があった(他人のトラブルを聞いても悩まない、就職後に勉強し続けることも苦ではない、他人に恫喝されても動じない等)民間企業と異なり転勤に悩まない。出世競争がない。転職が容易。自分の判断で仕事をする事ができる。営業で不要なものを売りたいくない、つまり、法律サービスは社会的インフラとして必要不可欠なものと考ええる。
労働組合の役員を長年(24年)勤めるうち、もっと自由な立場で社会に役に立つ仕事がしたくなった。労働組合の役員を終える年に決断した。ビッグネームに支えられて仕事をしてきたので、もっとフリーに活動したかった。

(2) 法科大学院入学時に検討していた、法曹となった場合の進路

勤務先に戻る	8
勤務先には戻らないが前職の経験を活かした業務を行う	27
全く新しい進路	42
その他	9

* その他の回答…弁護士になる、前職の資格とWライセンスで働く、成り行きに任せる

(3) 予備試験ではなく法科大学院を選んだ理由

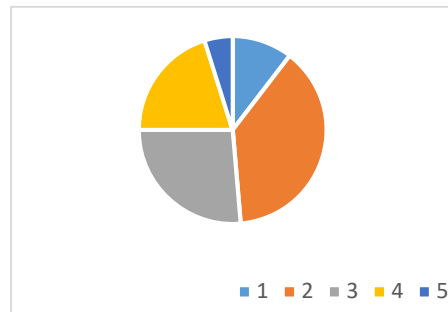
◎主な回答

・当時は予備試験の制度がなかった(複数)
・予備試験に中々合格できなかった、予備試験の合格率が低いので合格できないと思った(複数)
・純粋未修者だったため、きちんとロースクールで勉強しようと思った(複数)
・独学では受験情報や勉強仲間ができないので
・予備校に通うよりも、「大学院生」という社会的身分があった方が生活がしやすいと思った。
・区切りをつけてロースクールに通うことで計画的に勉強したかった。(複数)
・予備試験の方が時間がかかると思った／法科大学院卒業で確実に受験資格が得られるから(複数)
・仕事をしながら予備試験受験に専念することは不可能だと思ったので、勉強に専念できるから(複数)
・当時は法科大学院に行けば司法試験に合格するという触れ込みだったから
・法科大学院の修了資格を取ろうと思ったため
・夜間の法科大学院が職場・自宅に近い場所で開校していたため。(複数)
・ハローワークからの専門実践教育訓練給付金(学費の補助)と専門実践教育訓練支援給付金(生活費の補助)、第一種奨学金の貸与を受けられたことが進学を後押しした。
・地元で弁護士をする予定でいたので、仲間づくりの観点・社会人経験者にとっては、年齢が高くなるため、受かる可能性が低い予備試験に挑むのは相当リスク

・社会人を続けながら受験するためには完全独学よりも許可を得て法科大学院に通う方が効率が良いと考えたから
・司法試験の問題は、大学教授と実務家が作成しているのでその方々の授業を受けることは非常に有用であると考えた
・法曹として必要な素養を身につけるため、正規の教育課程は有用だと考えたため
・司法試験1発合格に専念するため(1発合格以外に選択肢が無かったため)

(4) 法科大学院進学へのハードル (複数回答可)

①家族の理解	15
②経済的な問題	55
③合格可能性	38
④仕事との調整	29
⑤その他	7



◎その他の主な回答…ハードルはない、時間的な制約、認知症の家族の介護問題

(5) 法科大学院進学と仕事について

仕事を続けながら法科大学院に進学した	25
仕事を辞めて、法科大学院に進学した	49
法科大学院に進学した後、仕事を辞めた	4

→辞めたタイミング：既修1年目、司法試験合格後

(6) (仕事を辞めた場合) 辞めずに通学する選択肢は考えられたか

考えられた	4
考えられなかった	47

◎考えられなかった場合の主な理由

- ・時間的制約(勤務時間と授業が重なる、予習復習の時間が取れない) *複数
- ・勉強に専念しなければ合格できないと思った *複数
- ・いずれ会社を辞めて別の仕事をすることを検討していた
- ・合格できなかった場合に後悔すると思った
- ・入学前に予備校の通信講座を利用したがほとんどきちんと勉強する時間が取れなかった
- ・契約社員だったので仕事を続けられるかわからなかった
- ・適応障害の診断で、法科大学院云々より先に辞めていました
- ・地元で夜間法科大学院がなかった
- ・前職が土日の勤務/残業が多く両立はできないと思った
- ・法科大学院に進学するための休職が会社で認められないと思った
- ・合格まで何年かかるかわからないので、年限のある休職制度は利用できなかった
- ・国外の会社で働いていたので辞めるしかなかった
- ・合格後は会社ではなく法律事務所で訴訟代理人として働きたいと思っていたから
- ・法科大学院入学前に遠方への転勤を命じられた
- ・前職(教員)という仕事に自分の中で見切りをつけていた
- ・給付金や奨学金などで仕事を辞めても生活できる見通しがついたこと

(7) 勤務先で利用できる制度の有無

制度があった	2
制度はなかった	58

→大学院進学等のため休職できる休職制度

(8) 勤務先を利用あるいは勤務先からの配慮の有無

制度があり利用した	1
制度ではないが、配慮を得られた	10
特になかった	23

→休職制度

* 「配慮を得られた」の主な内容

- ・勤務時間の調整、変更
- ・退職の意向を示したところ引き留めとして休職を提案された
- ・残業や土曜出勤の免除
- ・家業なので家族の理解を得られた
- ・答案の指導

第3：社会人に対する支援について（入学前）

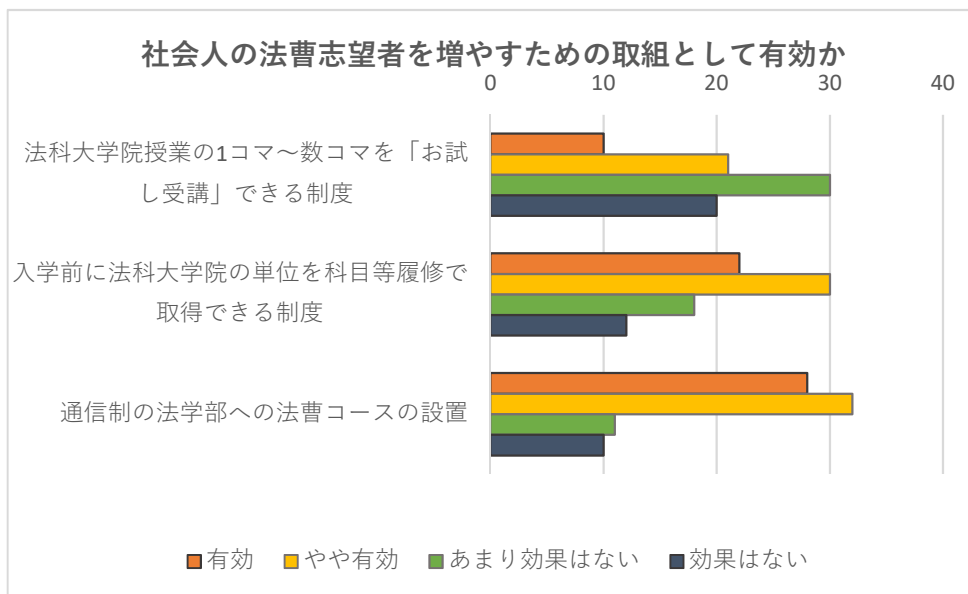
(1) 法曹を目指すに当たり、どのような媒体でどのような情報が有用か

◎主な回答

【インターネット】
・社会人経験者かつ法科大学院卒業者の司法試験受験までの経験談、法曹資格取得後の進路、法科大学院卒業で司法試験不合格者の状況
・社会人の入れる法科大学院を並べて比較して、(具体的な内容を挙げて)その法科大学院がどのように社会人に配慮しているかという点や、学費、奨学金制度、司法試験合格率等を比較検討できるような情報があればよいと思います。
・①社会人経験者の司法試験合格率、司法試験合格までの年数、人数等②法科大学院の学費とは別にかかる教科書代等の費用(法律に関する教科書(基本書)は全て高く、驚きました)③司法試験に合格できなかった場合の、法科大学院卒業後の進路等
・社会人から法曹を目指した方と意見交換できる懇親会等・社会人から法曹を目指した方のインタビュー動画の配信(Youtube等)
・ロースクール卒業後、司法試験を撤退した人たちの進路がどうなっているかの情報や、民間就職の需要等が掲載されているウェブサイトがあれば良いと思う。
【各法科大学院のHP】
・社会人で法科大学院に進学した人の事例や、社会人が法科大学院に進学しやすくなる制度の紹介
・履修可能科目、担当教員、履修可能な時間、年度、修了に必要な単位数
・修了までの時間割を作成できると、修了までの見通しがついて良いと思います
・法科大学院の講義日程(特に夜間最初の講義の開始時刻及び遅刻許容時間)。課題等提出物の数、分量、所要時間
【その他】
・社会人が法曹になる前後における収入の変化の情報(媒体問わず)
・教育訓練給付金の案内等経済的支援として知られている制度を案内するもの、有力な法科大学院又は予備校の案内
・気軽に法曹とは何か。どうすればなれるかというようなことを紹介するブログのようなものがあると良い。
・関連する書籍を読み、経験者等に直接話を聞きに行くのがベストと思います。
・社会人という限定をつけなければ、情報としてはブログやツイッター等で十分ではないかと思いますが、社会人という限定をつけるのであれば、合格後の就活状況等についての情報が不足していると思いますが、そもそも単に「社会人経験者」ということが、インハウスを除けば、法曹界にどの程度ニーズがあるか疑問に感じます。その観点では「法曹界にとってニーズのある社会人」像についての情報が発信されれば、ミスマッチは防げるように思います。
・社会人としての経験が、司法試験の合格や弁護士としての業務にどのように役に立つか(アドバンテージになるか)という点。弁護士になることのメリット。媒体としては、企業に勤務する社会人が目を通すネット媒体、経済誌、業界誌。
・入学検討者が法科大学院卒業生からオンライン等で個別に話を聞ける制度
・予備校で、社会人のための法科大学院進学のためのガイダンス等で、進学のための試験制度、学費は奨学金制度など学校別の情報が得られれば、事前の準備において役に立つと思う。実際に、進学する場合は、学校の合同説明会で、具体的な質問が、学校ごとにできると役に立つと思います。また、それらの情報が掲載された無料の案内本。
・会社員であれば日経(新聞・オンライン)を閲覧することが多いですので、そこに投稿することでしょう。
・電車内や、ハローワークなどで、「社会人も法科大学院に入学して、法曹を目指す」という情報を掲載した高校やパンフレットを置く。通勤時や退職時に考えるきっかけになると思うため。

(2) 社会人の法科大学院進学者を増やすための対策として有効と考えられるか

	有効	やや有効	あまり効果はない	効果はない
法科大学院授業の1コマ～数コマを「お試し受講」できる制度	10	21	30	20
入学前に法科大学院の単位を科目等履修で取得できる制度	22	30	18	12
通信制の法学部への法曹コースの設置	28	32	11	10



(3) 働いていた企業など就業先にどのような支援があれば法曹を目指しやすいか

◎主な回答

- ・ 休職制度（複数）
 - …学期内・期末試験期間だけでも、期間中の経済的支援、不合格時の復職、長期間の休職
- ・ 学費の支援、給料の下がらない時短勤務（複数）
- ・ 司法試験の日の休暇
- ・ フレキシブルな働き方（定期的な早退、講義時間を休む代わりに深夜早朝勤務）
- ・ 学びなおしを奨励する企業文化法科大学院通学に便のよい事業所への転勤許容
- ・ 海外留学制度と同様の法科大学院修了後に会社に復帰できる制度
- ・ 法科大学院修了者を専門職として評価するような人事制度
- ・ 法務部があるような企業であれば、合格後の待遇を保証してもらえるのであれば挑戦しやすい
- ・ 司法修習に行くための休業制度

* 就業先に戻ることを考えていないため、就業先からの支援は利用しづらいという回答も複数あり

(4)どのような工夫・バックアップがあれば法曹志望・法科大学院進学者が増えるか

<p>育児中の従業員の時短勤務のように、法科大学院在学中の従業員について時短勤務を認めることで、夜間法科大学院への通学や、勉強時間の確保をしてあげてほしい。(4)とは関係ないが、一言お伝えしたい。まず、日弁連に非が無いことは明らかなので、あくまで法科大学院制度への意見であることに留意されたい。さて、このアンケートは非常に有意義なものであるが、私がこれに回答できているのは、司法試験に「合格」したからに他ならない。つまり、合格ができないことで、意見を届けることすらできない純粋未修者が沢山いるということである。私は純粋未修者として未修コースに入学したのであるが、その実態は既修者コース試験に不合格であった法学部出身者のセーフティネットと化している。そのため、授業はいずれも法学知識を一定程度有していることが前提とされており、それらの者たちとの相対評価での進級はあまりに理不尽であった。そして何より未修1年次において法学部4年分を詰め込むという異常なスケジューリングは問題がありすぎると思うのである。(第4(3)で改善案を詳述)私は純粋未修者の数人と勉強を共にしてきたが、司法試験に合格しないことには、法科大学院制度の不備を指摘しても「不合格者のいいわけ」として相手にされないと思い、とにかく合格して改善の声を上げようと励まし合ってきた。しかしながら、ともに合格した者はあまりに少なく、彼らの怨嗟の声は届いていないであろう。私の入学した法科大学院の同期未修は15名(うち純粋未修者7名は近年最多であり、下の学年は2名のみ)であり、留年・中途退学なく修了したのは10名。1回目受験で合格したのは純粋未修者1名、2回目受験で合格したのは法学部出身者1名と純粋未修者である私の計2名である。法務省と文科省には法科大学院未修コースの現状を知ってほしい。以上、練り言を累々述べてきたが、申し上げたからには相応の協力は惜しまない所存である。したがって、何かお役に立てることがあれば、いつでもお申し付けください。</p>
<p>「ロースクール在学中の経済的支援」が何よりありがたいと思います。</p>
<p>・司法試験に合格できなかった場合における、進路について</p>
<p>・司法試験合格率の向上(特に社会人出身者、他学部出身者の合格率の向上。現状の合格率でも数字を引き上げているのは法学部出身の既修者であり、社会人出身者や他学部出身者がどれくらいの合格率なのか、ぱっと明らかではない。)・金銭的なサポート(理由は(3)に記載したのと同様です。)</p>
<p>・法科大学院の時間割を考慮した勤務時間(シフト)の調整・退職した場合、司法試験に合格後した後に再雇用してもらえるような制度</p>
<p>5年間の受験資格制限を失くすことが最も効果的であると考えます。</p>
<p>いや…よほどの特別な・合理性のあるポジションにある人ならともかく、無理に前職を捨てて法科大学院に来させること自体、詐欺ではないですか？</p>
<p>お金を払って法科大学院に行かなくても法曹の資格が取れる制度(=予備試験)の合格者を増やすこと</p>
<p>キャリアアップ・キャリアの広がりに繋がるようにすること。法務部以外の部(経営戦略の立案部門等)への採用枠の拡大。</p>
<p>そもそも、法科大学院を廃止して、旧司法試験のように平等に門戸を開くべきである。</p>
<p>とにかく経済的な理由が大きい。社会人関係なく、仮に法曹になれなかった場合に無借金で民間企業に就職できるような状態にしておくことが最も大事である。経済的リスクが大きすぎる。</p>
<p>まず、きちんと試験対策をして合格率を上げることが必要で、無駄な授業はやめるべき。新制度で受かった者からの感想としても、新制度は兼業社会人には負担(金銭面・時間面)が重すぎる。その上、弁護士になってもそれまでの負担に見合った収入が得られるか分からない状況では、希望者が増えるわけがない。学校がバックアップをどうしようと、法曹の仕事そのものに対する魅力を上げられないのでは、志願者が増えるわけがないと思う。個人的にはローに行って良かったと思っているが、「どういう工夫やバックアップがあれば、より多くの社会人が法曹を目指す／法科大学院に進学するようになると思いますか」という質問自体、大きくズレていると言わざるをえない。</p>
<p>メディアを通じて、社会人経験ある法曹が活躍する姿を発信すること。特に、業務開始までの総コスト・時間と、その後の収入をできる範囲で、開示してはどうか。</p>
<p>やはり学費生活費支援。経済苦や経済不安でやめていった社会人入学の学生がいました。</p>
<p>一度、社会生活を送って家族を持ったりすると、十分な収入を得られない司法修習の期間も合わせ、経済的負担はそれなりに大きいと思います。その意味で給付型奨学金などは有効だと思います。</p>
<p>一部の特殊な経歴を除き、社会人経験は就職において評価され辛く、キャリアアップというよりキャリアの再スタートとして「出遅れ」評価になっているように感じます。現職経験+法曹資格が積極的に評価される多様な進路(法律事務所・一般企業とも)を現実的に確保することができなければ、リスクをとって法科大学院に進学する社会人は増えないように思います。すみません、具体的方策はわかりません。</p>

<p>企業採用の実際を知れるといいと思います。弁護士になってから明石市役所の任期付職員募集のパンフレットを弁護士会経由で頂きましたが、このような具体的情報があれば、社会人にとってより高い動機付けになると思います。</p>
<p>企業等に勤務した経験のある社会人経験者が弁護士になることで、通常の弁護士とは異なるメリットがあること(業務的なことや金銭的なことも含め)。</p>
<p>休暇と賃金を与えることが不可欠</p>
<p>金銭的援助、勉強時間を確保しやすい就業体系。ただし前提として法曹に魅力が必要。</p>
<p>金銭面や業務内容の配慮</p>
<p>経済的な支援。法科大学院入学から修了までの生活に必要な資金の援助。</p>
<p>経済的な支援: 奨学金制度の充実、休業中の給付金、模試費用の補助の情報学習面での支援: 体験授業や、相談ができる体制(相談会だけでなく継続してメール等で) 書籍(基本書)等の紹介</p>
<p>現在の仕事を辞めたり中断してまで、法曹資格を取って仕事をするもののメリットの周知。法曹資格の資格手当の整備。法科大学院の授業が、仕事内容と関連するものであること。社会人向けの奨学金制度。</p>
<p>現状の制度では、社会人を増やすことは難しいと思います。もし現状の制度下で社会人が法曹を目指すようにするには、一人あたり2500万円～4000万円ほどの生活保障が必要だと思います(年500万以上保障し、それを卒業後合格まで保障するなど)。現状ではリスクが高すぎると思います。</p>
<p>工夫やバックアップが無くとも、より多くの社会人が法曹を目指す、ないし法科大学院に進学するようになるべく、我々、法曹の魅力を高めることが重要だと思料します。</p>
<p>工夫やバックアップの問題ではない。米国のように、雇用の流動性が大きい社会において、退職して大学等で学ぶことが一般的であるという風土が醸成されない限り、多くの社会人が法科大学院に進学することはないだろう。ただし、仕事を続けながら予備試験を受験するというパスは、選択肢として残るとは思う。</p>
<p>工夫やバックアップよりも法曹像がより魅力的なものになれば法曹を目指す人が増えると思います。</p>
<p>合格までは見通せるとしても、「合格後に仕事があるのか、就職先があるのか」の問題の方が、切実な問題なのではないでしょうか。社会人経験者といっても様々ですが、キャリアを活かした活躍の場が確保されていることが重要だと思います。弁護士会としても、就職の橋渡しなどでサポートできることがあるのではないのでしょうか。</p>
<p>合格後、司法修習までの期間の休暇取得許容司法修習期間中の身分・所得保障司法修習修了後の復職保障</p>
<p>在職社会人が通えるカリキュラムを提供する法科大学院が減少し、ほとんど残っていない(おそらく関西には存在しない)ことが問題ではないでしょうか。むしろ法学部との一体的な運用は、社会人にとって厳しいものだと思います。こうした実情とも関連するように思いますが、組織の中で働くことの適合性を重視するインハウス以外では、「社会人であったこと」に法曹界として大したニーズを感じていないのではないかと思います。逆に、法曹界として社会人経験者のこういう部分にニーズがあるよ、ということを具体的に発信できれば、社会人として法曹を目指す人も増えるのではないかと思います。既に働いている人にとっては、家族がいたり住宅ローンがあったり、司法試験に合格することより、その後の働き方が今どう変わるのかの方が重要ですが、その部分のモデルケースが不足しているように思います(とはいえ、そもそもニーズがないのであれば、たまにモノ好きが参入してくるのに任せて、無理してサポートする必要がないのかもしれない)。</p>
<p>仕事をつづけながらとなると、会社の理解が必要かと思料します。休職制度や在宅ワーク等がすすむことかと思料します。</p>
<p>仕事をやめずに済む環境が重要かと思料します。そこから逆算すると、夜間及び週末開講の法科大学院カリキュラムは必須ですし、長期履修制度も必要だと思います。また、自宅から通える法科大学院が存在することが不可欠ですので、多くの社会人法科大学院が存在することも必要と考えます。</p>
<p>司法試験に合格しなかった場合でも仕事を続けていた場合と同じ程度の生活ができるのであれば、社会人の進学が増えると思う。</p>
<p>司法試験の合否を問わず、MBAのように、法科大学院卒業者の会社内・会社外の地位が向上すること。現在の社会情勢では、法科大学院卒業者は、司法試験に落ちてしまうと全く価値がないと扱われており、司法試験に合格するためには予備試験に合格すれば足りることから、高い学費と長い時間を費やして法科大学院に進学するという選択することに合理的な理由がないと判断する社会人が大半だろうと思われる。法科大学院の教育内容をより良いものにしていくことと並行して、法科大学院の地位向上のための企業・公的機関への働きかけを行い、法科大学院卒業者への地位向上がなされなければ、法科大学院に進学を目指す社会人が増えることはないと考える。</p>

<p>私としては、①こういうロールモデルはカッコイイ、というストーリーをきちんと見せること ②その見せ方を工夫すること(おしゃれなトークイベントなど) ③法科大学院を通学だけに絞ってはいは社会人は事実上退職しなければならないので、通学しなくてすむ形を全てのLSで導入すること ④社会人経験のある現役法曹に、進路等不安なことをすぐに聞けるアクセスの整備この4つを単発でなく、継続的に行うことが必須だろうと思います。</p>
<p>私のような勤務経験が浅い者は、法科大学院の学費がネックになると思いま、学費を免除・猶予していただける制度があると多くの社会人にとって法曹を目指しやすいと思います。すので</p>
<p>私は給料が高かったので、経済的には問題なかったが、一緒に勉強していた人たちは経済的に追い込まれていた。奨学金制度を充実していただきたい。私は名城法科大学院が夜間部を設けていたので通学できた。夜間部を設けることは必須だと思います。</p>
<p>試験科目の削減と、履修期間の短縮。</p>
<p>社会人が法曹を目指す際に、一旦収入が途絶えたりするので、そこをサポートすることが重要ではないかと思う。私は、法科大学院に通いながら、21時から3時まででガソリンスタンドで働くという生活をしていた。働かなくても通学出来るような支援制度があれば、勉強時間も確保できて、もうすこし早く試験にも合格できたように感じる。</p>
<p>社会人で法曹を目指すに当たっては、そのときの職場を辞めざるを得ない場合の不合格の不安と経済的不安がネックになると思いますそのため、休職して法科大学院に通える制度と経済的サポートがあればより法曹を目指す社会人が増えると思います</p>
<p>社会人の場合、家族がいる場合もあるので、経済的な支援が一番ありがたいと思います。</p>
<p>授業の時間割を昼や夜間など、その時の状況によって選択できる。休んだ場合に、録音録画ビデオやテープを自宅で見れるようなシステム。起案添削をマンツーマンで、行ってもらえるような制度。</p>
<p>奨学金等の経済的支援夜間や通信など多様なコース</p>
<p>職場復帰が可能な制度</p>
<p>進学や法曹資格の取得がキャリアにどう影響するか具体例に予測できる工夫(特に進学に際しては、時間的、経済的、仕事を継続するならその仕事への影響・調整。資格取得後はどのように仕事を学ぶか、待遇、年齢を重ねた弁護士1年目に対する採用意欲、応募工夫など)</p>
<p>成績優秀者には、奨学金制度(留学先では次学期の学費全額免除、80%免除、半額免除等があった)を設けてほしい。</p>
<p>多くの企業では在職しながら法科大学院に通うことは困難。そうすると、退職により収入が絶たれたとしても法科大学院に進学することができるだけの金銭的なバックアップが必要。奨学金、授業料の免除、貸与金などの制度の拡充。</p>
<p>多くの社会人は安定した経済生活を送っており、法曹を目指すためにそれを捨ててしまうことは大きなリスクとなる。そこで、失敗した場合にもとの企業に戻れるようにする制度や、合格した場合には相応の収入が得られる見込みがなければ、なかなか法曹を目指す方向には行かないのではないかな。</p>
<p>大手法律事務所が率先して採用する、企業が積極的に採用する(現在の収入より高い収入が得られないのであれば、社会人があえて会社を辞めてまで、法曹を目指すとは思わないのではないのでしょうか)</p>
<p>入学後の学習が少しでもイメージできるような、入学前(入学試験前)のゼミ</p>
<p>漠然と進路に悩んでいる方向けの進路相談会があるとよいかもしれません。</p>
<p>勉強している間、育休制度のようにある程度の生活保障があれば挑戦しやすい。ただし、保障を受けるにあたって審査は必要である。</p>
<p>弁護士になったら給料が上がる制度弁護士になれなくても卒業したら学位がつくので法務部などの専門的な部門で働ける制度</p>
<p>弁護士業界が修習期でしか評価しないところがあるように思います。これは、事務所・ボス弁の考え次第のところもあると思いますが、自分自身の給料も新卒の(社会人経験がない)弁護士と同じところからのスタートです。社会人経験が弁護士業界への再就職においても評価されることになれば、法曹を目指してもよいと思うのではないのでしょうか。</p>
<p>法科大学院について言えば、法科大学院卒業後、司法試験がダメだったときにも、法科大学院に進学したことが目に見えて役に立つことがわかると良いと思う。実際、企業内には、法科大学院卒で司法試験ダメだった人は結構いるので、その点のアピールも良いと思う。現状だと、司法試験に合格できるかわからないのに、高い学費を払うことにメリットがあるのかが見えにくい。</p>

<p>法科大学院は、教授も面倒見がよく、最後まで勉強机等の提供や、ゼミの提供などとてもよくしてもらいましたので、これ以上望めないと思います。ただ、合格へ向けての答練的な訓練や追い込みの鬼気迫るような空気感は少し不足していたのかなと思います。正直、偏差値の高い、合格率の良い学校に行った方が、ゼミや学友のレベルが高く、切磋琢磨して早く合格できると思います。これも自己責任と思います。</p>
<p>法科大学院を修了できるかという不安や、修了しても司法試験に受かるか、受かったとしても生活していけるか、という不安がとても大きな壁になるため、その点のバックアップがあれば精神的にも落ち着いて受験対策に臨めます。法科大学院では、社会人学生がこなせる課題の量にするとか、司法試験受験対策用の指導を、社会人で合格した人にしてもらうとか、合格した後の就職先の紹介かと思えます。</p>
<p>法曹になってどのような活躍ができるか具体的なイメージを持ちやすいよう、社会人出身で活躍されている法曹の方にどのような人がいるのか知ることができる機会があればよいと思う。</p>
<p>法曹関係者の仕事をもっと具体的に知ってもらい、やりがいや転職のメリットを比較検討できるようにしたほうがよいのではないかと。</p>
<p>法律事務所等へのエクスターン等で、実際の法曹の仕事内容に触れられる機会があれば興味を持ってもらいやすいのではないかと思います。</p>
<p>夜間や休日に学べるとよいと思う</p>
<p>夜間法科大学院の授業をもっと司法試験合格に直結した効率のよいものにして、夜間でも高い合格率を出す、例えば、50%以上の合格率が出せれば、入学者も増えるのではないかと。</p>
<p>予備試験の会場を見ると法曹を目指す社会人は多いと思う。問題は仕事を辞めることのハードルの高さなので、夜間に通える法科大学院が増えることが一番大きいと思う。MBAは夜間の授業だが、多くの社会人が入学している。仕事を辞めるハードルを解消するためには、夜間に通える法科大学院が増えることが大きいと思う(もっとも合格率は期待できないが…)。</p>

第4：社会人に対する支援について（入学後）

(1) どのような支援があればよいか

① 在職のまま進学した方の意見

- ・ 休職制度(複数)
- ・ 奨学金、学費・生活費支援（複数）
- ・ 夜間・土日の授業
- ・ 会社からの業務量の軽減、理解
- ・ オンラインによる授業、起案添削、質疑応答
- ・ 卒業・進級要件（単位数）の緩和、成績判定の際の相対評価の廃止、単位取得要件の緩和
- ・ ロースクールでの単位認定の優遇（弁理士に知的財産法、税理士・会計士に税法等）
- ・ 時間がなくて試験に関係ない講義は法曹となってから後で学べる制度
- ・ 法科大学院修了～司法試験受験までの休暇
- ・ 留年ではない長期履修制度、秋入学秋卒業の制度
- ・ 定期試験が仕事とかぶってしまった場合に、再試なりレポート提出なりの代替措置

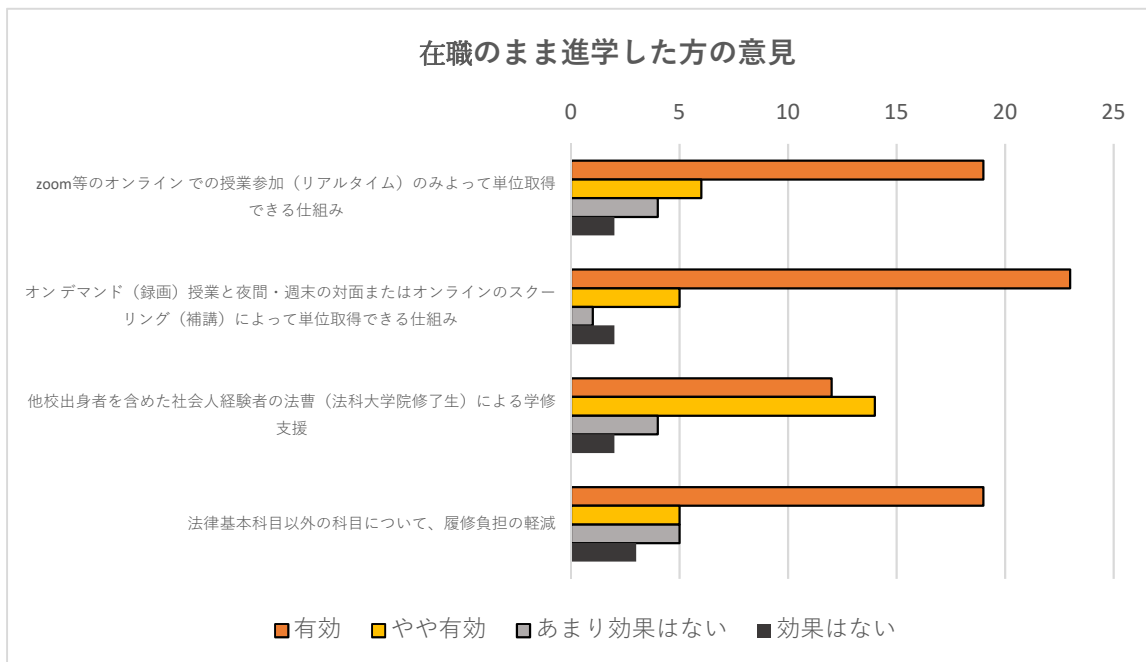
② 退職して進学した方の意見

- ・ 金銭援助、学費免除の適用範囲拡大、学費・生活費支援（複数）
- ・ オンライン、夜間の授業開講（複数）
- ・ 純粹未修者への学習支援（別枠講座の開設、長期履修制度、学部3年次への編入）
- ・ 司法試験に無関係な授業の免除
- ・ 税理士試験のように科目ごとに合格できる制度にして、仕事を続けながらの長期受験を可能にする。
- ・ コミュニティーの確保。社会人の場合、ストレートに入学された学生より年齢、考え方の齟齬により、学生同士の勉強会等に参加しづらい雰囲気もあり、孤立して勉強されている方もいる
- ・ 法科大学院在学期間終了後に、以前の職に戻れるようなシステムがあると良い。

(2) 次のような支援はどの程度有効か

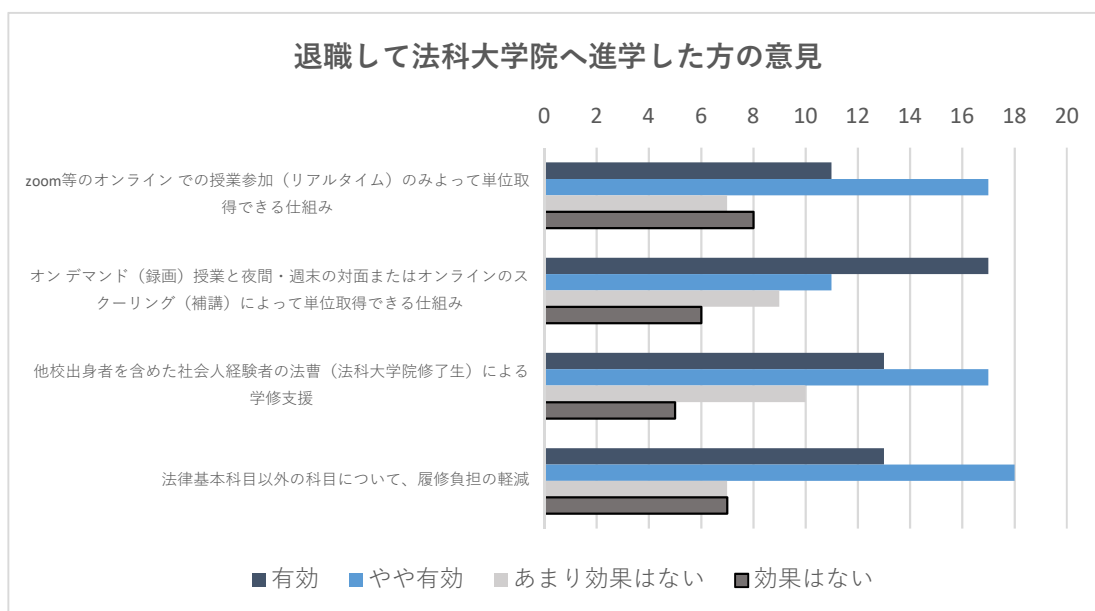
①在職のまま進学した方の意見

	有効	やや有効	あまり効果はない	効果はない
zoom等のオンラインでの授業参加（リアルタイム）のみによって単位取得できる仕組み	19	6	4	2
オンデマンド（録画）授業と夜間・週末の対面またはオンラインのスクーリング（補講）によって単位取得できる仕組み	23	5	1	2
他校出身者を含めた社会人経験者の法曹（法科大学院修了生）による学修支援	12	14	4	2
法律基本科目以外の科目について、履修負担の軽減	19	5	5	3



②仕事を退職して進学した方の意見

	有効	やや有効	あまり効果はない	効果はない
zoom等のオンラインでの授業参加（リアルタイム）のみによって単位取得できる仕組み	11	17	7	8
オンデマンド（録画）授業と夜間・週末の対面またはオンラインのスクーリング（補講）によって単位取得できる仕組み	17	11	9	6
他校出身者を含めた社会人経験者の法曹（法科大学院修了生）による学修支援	13	17	10	5
法律基本科目以外の科目について、履修負担の軽減	13	18	7	7



社会人経験のある法科大学院修了者に対するヒアリングの整理

2022年12月9日

日弁連法科大学院センター委員 酒井 圭

1 はじめに（本整理の趣旨）

本整理は、日弁連法科大学院センターによって実施された「社会人経験者の法科大学院修了生の実情等についてのアンケート調査」（以下「社会人修了生アンケート調査」という。）に附帯して行われた、社会人経験のある法科大学院修了生に対する個別のヒアリング結果について、その要旨を取りまとめたものである。

社会人修了生アンケート調査においては、対象者に回答を依頼する際に、アンケート調査に基づく個別のヒアリングに応じることが可能であるか否かについて、併せて回答を求めた。これに対し、社会人修了生アンケート調査に回答した88名中、50名から個別のヒアリングに応じる旨の回答が得られた。これを受け、日弁連法科大学院センター委員による個別ヒアリングを実施し、ヒアリングを担当した委員において、各ヒアリングの要旨及び特筆すべき意見を記録した（以下「ヒアリング記録」という。）。なお、本日までにヒアリングを実施し、本整理の対象となっている対象者は31名である。

本整理においては、本委員会における議論の一助とする観点から、ヒアリング記録を分析した上、今期の審議経過を踏まえ、特にICTの活用及び補助教員の活用に関する意見について、以下のとおり紹介する次第である。

2 ヒアリング結果のうちICTの活用に関するもの

(1) ICT活用に肯定的な意見

- ・出張などが多い有職社会人学生は授業に出られず、出席要件を満たさずに単位取得ができないことがあるため、WEB受講を認める制度が必要。
- ・オンラインでの単位取得を可能とし、長期履修を許容することで、法科大学院へチャレンジしようとする社会人が増えるのではないかな。
- ・オンライン授業を中心としつつ、土日等におけるスクーリングを併用するのであれば、時間的制約の大きい社会人に対する有用な支援となり得るのではないかな。
- ・オンライン授業を中心としつつ、レポートなどで補充する仕組みとすれば、時間的負担を避けられるのではないかな。
- ・司法試験に関係しないような授業は、座学的な要素も強いため、オンライン授業を活用する余地があるのではないかな。
- ・法科大学院が地域的に偏在するようになった現状を考えると、これらの方式を検討するべきである。
- ・オンライン授業を法科大学院における学修の中心とできる場合には、引越や長距離通学などによる経済的・時間的負担を回避できる。

- ・自ら勉強するという意味でオンライン授業（特にオンデマンド）は予備試験と比較できるが、予備試験合格はハードルが高いため、オンライン授業を中心とした法科大学院には需要があるのではないか。

(オンデマンドについて方式の授業について)

- ・知識を獲得することを中心とする初学者の段階では、双方向性の強い授業よりも、一方向によるオンデマンド授業が有用ではないか。
- ・オンデマンドによる講義の配信は、法科大学院の授業をカバーするという意味で有用かつ有効。繰り返しみることで理解が深まる。
- ・オンデマンド授業を受講した場合にこれを授業への出席とみなすことで、働きながら法科大学院に通う社会人は時間的制約から開放されるのではないか。夜間であっても対面授業に参加することは負担が大きく、オンデマンド方式の授業を増やすべき。
- ・オンデマンド授業を中心とし、双方向性が必要な範囲でリアルタイム授業を併用するのであれば、教員の授業負荷を大きくせず、夜間・土日開講を実現できるのではないか。
- ・教員への質問や相談は、メールや Zoom を用いたオフィスアワーで対応可能ではないか。
- ・育児をしながら通学する場合には、育児や子どものコアタイムがあるため、自由な時間に授業を受けられるオンデマンドが有り難い。
- ・オンデマンド授業を行い、習熟度は別途に確認するための試験などを実施することで良い。

(2) ICT 活用について課題を指摘する意見

- ・双方向の対面授業においては、学生及び教員との議論を通して理解を深める点で有意義であるため、オンライン授業ではこのような有用性を確保できないのではないか。
- ・オンライン方式の授業が続くことは一人で自宅にこもって勉強するのと変わらないから、法科大学院に通う意義が低下する。そのため、全ての授業をオンライン方式にするのではなく、座学的な要素の強い授業のみをオンラインにするなど、使い分けをするべき。年次が上がる場合には双方向性の強い授業が増え、オンライン授業を中心とすることは難しいと思う。
- ・オンライン授業では学生が孤立してしまうため、学生と教員の交流ができるような企画を確保する工夫が必要。
- ・オンライン授業は、集中せずサボってしまう可能性がある。また、仕事を辞めて通学できる社会人には有用性は低い。
- ・周囲とのディスカッションをしながら学ぶことは、特に初学者の段階では良かったので、オンライン授業で同じような教育効果を得られるかは懐疑的。自分で勉強をすることになる3年生頃にはオンライン授業（特にオンデマンド）は有用ではないか。
- ・オンライン授業を活用して通信制法科大学院を置いたとしても、予備校の方が費用が安ければ予備試験に流れるのではないか。
- ・オンラインを中心とした法科大学院で司法試験に受かるような学生は、予備校を活用しながら予備試験でも合格できるのではないか。

(オンデマンドについて方式の授業について)

- ・エクスターンや模擬裁判、クリニックなどの臨床実務科目は、有意義である一方でオンライン授

業に馴染まない。そのため、使い分けが必要ではないか。

- ・ライブの授業が望ましく、学生・教員の交流を維持する点からも理想であると思う。一方で、働きながら学ぶ社会人学生が、時間的制約がある中で、法科大学院で学ぶことを考えた場合には、オンデマンド方式の授業を行う必要性は理解できる。
- ・双方向多方向に議論できる関係が必要であるため、オンデマンド授業を実施するのであれば、議論できる環境を別途用意しなければ法科大学院教育の有用性を活かさない。
- ・仕事の都合で授業を受けられないときにオンデマンドで受けられるのは有効ではあるものの、オンデマンドは受講したかどうか不明であり、また一人で受講する場合にはサボりがちになってしまう可能性がある。

3 ヒアリング結果のうち補助教員の活用に関するもの

(1) 補助教員の活用について積極的な意見

- ・補助教員による学修指導は、司法試験の合格に向けて、大変有意義であると思う。分野別の基本的な答案の書き方などについて、合格者からの講義をして欲しい。
- ・社会人経験のある法科大学院修了の合格者による学修支援は、その経験や情報から、社会人経験のある法科大学院未修者には重要である。社会人出身の合格者に相談ができるような環境が必要である。
- ・社会人は、学部から進学した法科大学院生とは、年齢や考え方、環境の齟齬によって孤立しがちであり、これを補うための補助教員の活用が有用。
- ・社会人は、社会人としての学修における悩み（「入り口」までどのように辿り着くか、どのような点に躓きやすいか、など）があり、社会人経験のある修了生からの指導は参考になると思う。
- ・社会人は、学部から進学した学生と異なる、年齢・家庭環境・経済面などの問題を抱えるので、そのような問題を相談できる場所があると良い。
- ・他の法科大学院で学ぶ社会人学生との交流ができるような仕組みも望ましい。
- ・同じ法科大学院出身でなく、他の法科大学院出身の社会人経験のある補助教員に相談できると、異なる視点や他の法科大学院での実情を知れるため、有用だと思う。
- ・年齢的な差異から、補助教員も社会人経験の方が望ましい。
- ・社会人経験者の修了生からの情報が欲しかったのは、むしろ法科大学院に入学する前であった。予備校くらいしか情報がなく、信頼して検討の対象とできる情報に欠いていた。
- ・社会人経験者による進路に関する相談は有益だと思う。社会人経験者には、それぞれのキャリアや収入、家庭環境などがあるため、合格後のキャリアモデルについては人の繋がりによって情報を得る必要がある。

(2) 補助教員の活用について課題を指摘する意見

- ・社会人経験のある法科大学院修了の合格者だからといって、合格のための特別な助言などは期待できないのではないか。
- ・社会人経験者の相談窓口を常置するのは費用対効果から疑問。

以上